

第 1 章 大氣污染常時監視

第 1 章 大気汚染常時監視

石川県域にあつては、大気汚染防止法に基づき、県と金沢市及び七尾市が連携を取りながら、昭和 46 年度から自動測定機による大気汚染常時監視を行っている。

1 令和 6 年度の大気汚染常時監視結果の概要

令和 6 年度における本県の大気汚染の状況は、これまでの測定結果と同様、全国的にみて概ね中位から低位のレベルであった。

長期的評価による環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）、自動車排出ガス測定局における二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、すべての測定局で環境基準を達成していた。

短期的評価による環境基準の達成状況は、光化学オキシダントにおいて、全国的な傾向と同様にすべての測定局で環境基準を超過する状況であり、また、工場周辺において、浮遊粒子状物質が基準を超過する状況が見られた。二酸化硫黄、二酸化窒素及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）では、すべての測定局で基準を達成していた。

経年的な濃度変化は、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄がやや減少傾向から横ばい傾向、二酸化窒素がやや減少傾向から横ばい傾向、一酸化炭素が横ばい傾向、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質が減少傾向からやや減少傾向及び横ばい傾向、微小粒子状物質（PM_{2.5}）が減少傾向からやや減少傾向であった。自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素が減少傾向からやや減少傾向、一酸化炭素がやや減少傾向から横ばい傾向、浮遊粒子状物質が減少傾向から横ばい傾向、微小粒子状物質（PM_{2.5}）がやや減少傾向であった。

2 大気汚染常時監視体制

令和 6 年度は、図 1-1 及び表 1-1 に示すとおり、一般環境大気を対象に 23 測定局、道路沿道の大気を対象に 4 測定局の計 27 測定局で測定を実施したほか、移動測定車による常時測定局の補完的な測定を 1 地点（延べ約 2 ヶ月）で実施した（第 4 章参照）。

また、大気汚染の常時監視にあたっては、開始当初からテレメータを導入したデータ処理を行っており、現在では、サーバ及びパソコンを主体としたシステムによりデータ処理を行うとともに、平成 20 年度からインターネットを活用して測定値等の情報発信を行っている。



図 1 - 1 県内における大気汚染監視網

(令和7年3月末現在)

— 3 —

3 大気汚染の環境基準

環境基本法第 16 条の規定により、大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められている。

大気汚染の状況を環境基準により評価する手法について、環境省は短期的評価と長期的評価の二通りの方法を示している。

短期的評価とは、環境基準が 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値として定められている項目について、測定を行った時間又は日について評価する方法であり、長期的評価については、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価する方法である。

表 1－2 大気汚染に係る環境基準について

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学 オキシダント (Ox)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM _{2.5})
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
(評価方法) ① 短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く。） 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 ② 長期的評価 ア 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。 イ 二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。 ウ 微小粒子状物質 長期基準（1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下）、短期基準（1 日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m ³ 以下）の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。						

長期的評価では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については年間の測定時間が 6,000 時間以上、微小粒子状物質については年間の有効測定日数が 250 日以上の測定局を「有効測定局」とし、有効測定局を対象として環境基準の評価を行うこととなっている（光化学オキシダントを除く。）。

なお、炭化水素については環境基準が定められていないが、中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度の指針について」（昭和 51 年 8 月）において、「光化学反応性を無視できるメタンを除いた非メタン炭化水素について、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20 ppmC から 0.31 ppmC（炭素原子数を基準として表した ppm 値）の範囲を指針値とする。」とされていることから、評価にあたってはこの指針値を用いた。

令和 6 年度における環境基準の達成状況は、表 1－3 のとおりである。

表 1－3 有効測定局における環境基準達成状況

測定局種別	市 町	測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) (長期的評価)			二酸化窒素 (NO ₂) (長期的評価)			一酸化炭素 (CO) (長期的評価)			光 化 学 オ キ シ ダ ン ト (Ox) (短期的評価)			浮 遊 粒 子 状 質 (SPM) (長期的評価)			微 小 粒 子 状 質 (PM2.5) (長期的評価)		
			4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
一般環境大気測定局	金 沢 市	西南部	○	○	○	○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
		小立野	○	○	○	○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
		中 央				—	○	○				—	●	●				—	○	○
		駅 西				○	○	○				●	●	●						
		西 部				○	○	○				●	●	●				○	○	○
		北 部	○	○	○	○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	七 尾 市	七 尾	○	○	○	○	○	○	○			●	●	●	○	○	○	○	○	○
		大 田													○	○	○			
		田鶴浜													○	○	○			
		能登島													○	○	○			
		石 崎	○	○	○	○	○	○							○	○	○			
	小 松 市	小 松	○	○	○	○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	輪 島 市	輪 島	○	○	○	○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	珠 洲 市	珠 洲																○	○	○
	加 賀 市	大聖寺				○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	羽 咋 市	羽 咋				○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	白 山 市	山 島				○	○	○				●	●	●	○	○	○			
		松 任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○
		美 川													○	○	○			
	能 美 市	根 上	○	○	○	○	○	○				●	●	●	○	○	○			
	津 幡 町	津 幡				○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	内 灘 町	内 灘				○	○	○				●	●	●	○	○	○	○	○	○
	中 能 登 町	鹿 島										●	●	●						
自動車排出ガス測定局	金 沢 市	武 蔵				○	○	○	○	○	○				○	○	○			
		片 町				○	○	○	○	○	○				○	○	○			
		山 科				○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
	野 々 市 市	野々市				○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○

注) 記号は下記のとおりである。

○：環境基準達成、 ●：環境基準非達成、 ◎：二酸化窒素の環境基準 0.04 ppm～0.06 ppm のゾーン内にあるもの

—：中央局は令和4年度は休止のため環境基準評価を行っていない

4 一般環境大気測定局における常時監視結果

令和6年度の一般環境大気測定局の測定項目及び有効測定局数は、表1－4のとおりであり、前年度との比較は、当該年度における有効測定局を対象とした。

表1－4 一般環境大気測定局における項目別測定状況（令和6年度）

項 目	二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	窒素酸化物 〔二酸化窒素 一酸化窒素〕 (NO _x)	一 酸 化 炭 素 (CO)	光 化 学 オキシダント (O _x)	浮遊粒子状 物 質 (SPM)	微小粒子状 物 質 (PM2.5)	炭化水素 〔メタン・ 非メタン 炭化水素〕 (HC)
測 定 市 町 数	6	10	1	11	10	10	5
測 定 局 数	9	17	1	17	18	14	5
有効測定局数	9	17	1	17	18	14	5

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、石油や石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものが大部分であり、主な発生源としては工場や事業場に設置されたボイラー等の固定発生源である。

① 測定結果及び環境基準の達成状況

二酸化硫黄の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－5 のとおりであった。

環境基準の長期的評価については、9 測定局すべての測定局で達成していた。昭和 54 年度までは超過する測定局もあったが、昭和 55 年度以降すべての測定局において継続して達成している。

短期的評価については、9 測定局すべての測定局で達成していた。

本県の二酸化硫黄濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－6 に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表 1－5 二酸化硫黄濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.000 ppm ～ 0.001 ppm (西南部ほか 7 局) (北部)	0.000 ppm ～ 0.001 ppm (西南部ほか 7 局) (北部)
長 期 的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値 (基準 0.04 ppm)	0.001 ppm ～ 0.002 ppm (西南部ほか 7 局) (北部) (9 局すべて達成)	0.001 ppm ～ 0.002 ppm (西南部ほか 4 局) (北部ほか 3 局) (9 局すべて達成)
短 期 的 評 価	1 時間値の環境基準(0.1 ppm)を 超えた局及び時間数	なし (9 局中すべて該当なし)	なし (9 局中すべて該当なし)
	1 日平均値の環境基準(0.04 ppm) を超えた局及び日数	なし (9 局中すべて該当なし)	なし (9 局中すべて該当なし)

表 1－6 二酸化硫黄濃度の年平均値の濃度分布

項 目	濃度区分 (ppm)	0	0.0021	0.0041	0.0061	0.0081	0.0101	0.0121	0.0141	0.0161	合計
		0.002	0.004	0.006	0.008	0.010	0.012	0.014	0.016	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		9 (100)	0	0	0	0	0	0	0	0	9
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		782 (89.5)	82 (98.9)	8 (99.8)	0	0	1 (99.9)	0	0	1 (100)	874

② 経年変化

二酸化硫黄年平均値の経年変化は、図 1－2 のとおり、石崎局でやや減少傾向、その他は横ばい傾向であった。

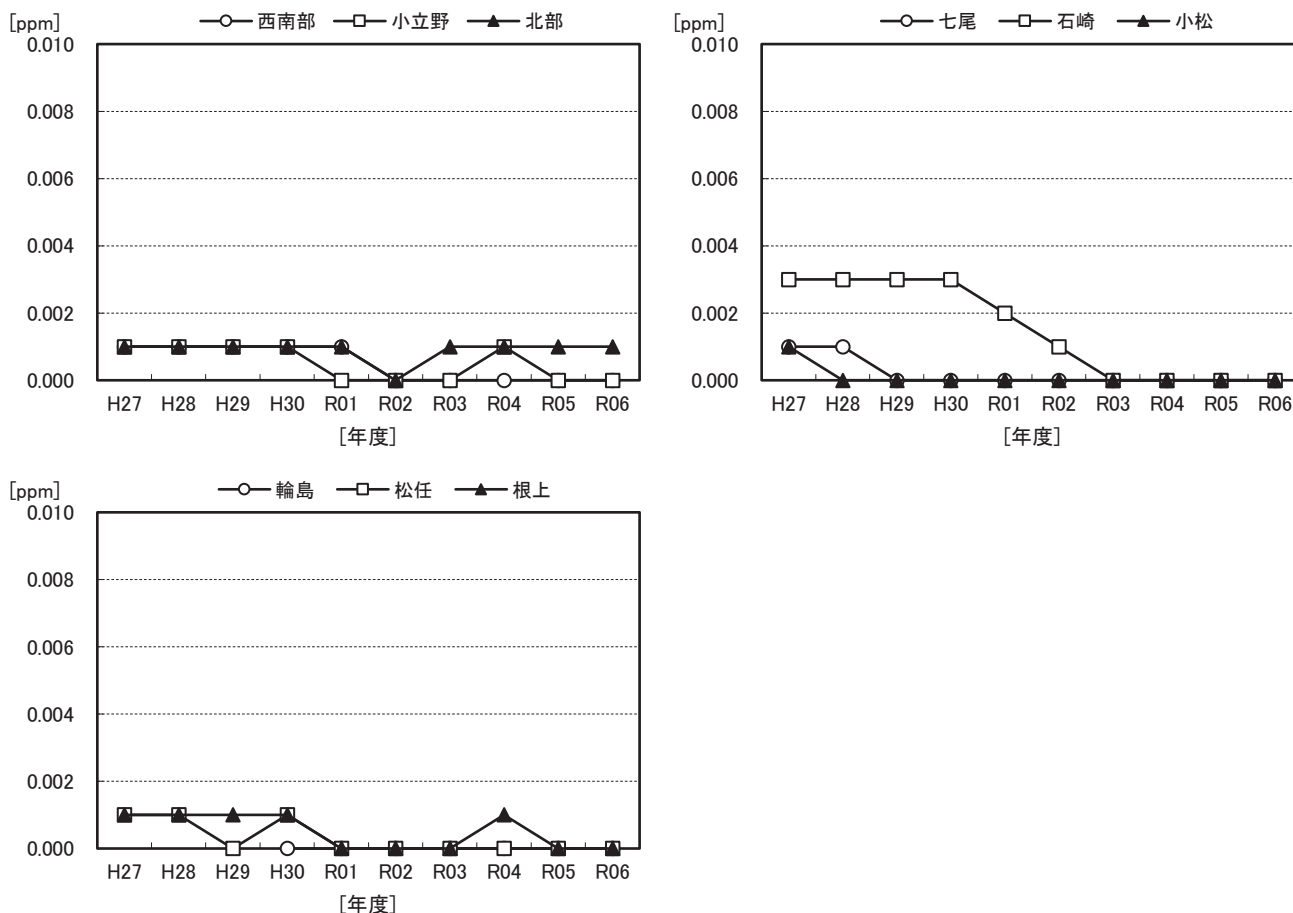


図 1－2 10 年間継続測定局における二酸化硫黄年平均値の経年変化

参考として工場、事業場における硫黄分の多い重油の販売実績を図 1－3 に示す。

近年は硫黄分の多い C 重油の消費が非常に少なくなるとともに、A 重油についても、より硫黄分の少ない灯油やガス燃料等への転換が図られている。

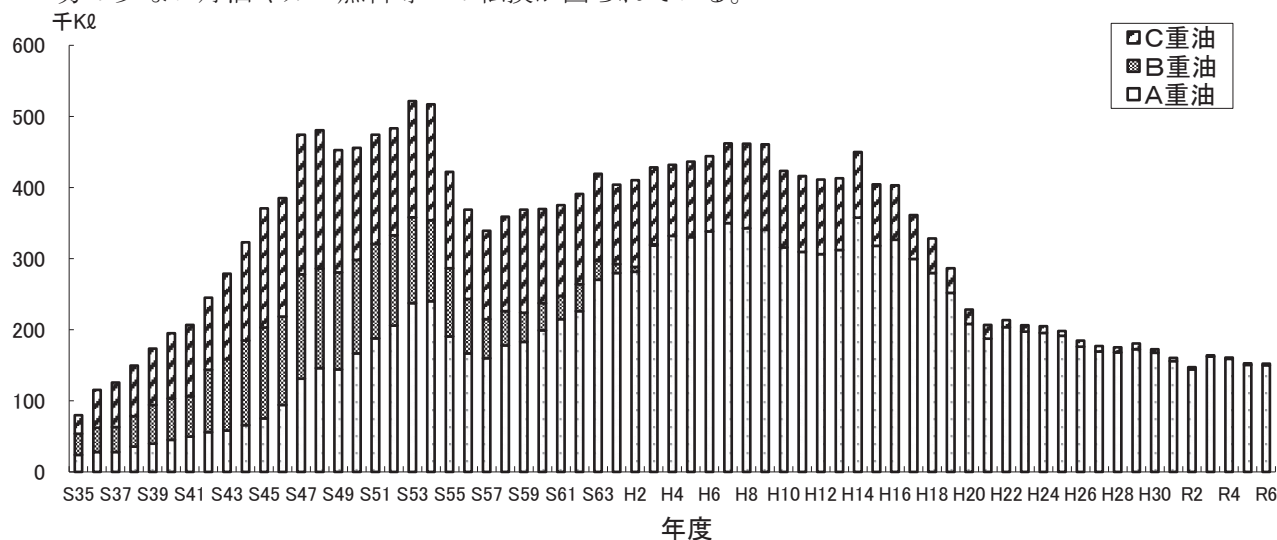


図 1－3 石川県における重油販売量の推移(日本石油連盟調べ)

(2) 窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）

大気中の窒素酸化物の大部分は、高温で物が燃焼する際に発生するもので、主な発生源としては、自動車等の移動発生源と工場等の固定発生源があげられる。

① 二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況

二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－7 のとおりであった。

長期的評価による環境基準(上限値 0.06 ppm)については、17 局すべての測定局で達成していた。

なお、1 日平均値が環境基準（0.06 ppm）の上限値を超えた日については、昭和 53 年度からすべての測定局で出現しておらず、環境基準のゾーン（0.04～0.06 ppm）であった日についても出現しなかった。

表 1－7 二酸化窒素濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.002 ppm ～ 0.005 ppm (石崎ほか 2 局) (中央、駅西)	0.002 ppm ～ 0.005 ppm (七尾ほか 3 局) (西南部ほか 3 局)
長期的 評 価	1 日平均値の年間 98% 値 (基準 0.06 ppm)	0.004 ppm ～ 0.014 ppm (羽咋) (中央) (17 局すべて達成)	0.004 ppm ～ 0.015 ppm (羽咋) (中央) (17 局すべて達成)
1 日平均値が環境基準の上限値(0.06 ppm)を超えた局及び日数		なし (17 局すべて該当なし)	なし (17 局すべて該当なし)
1 日平均値が環境基準のゾーン(0.04～0.06 ppm)であった局及び日数		なし (17 局すべて該当なし)	なし (17 局すべて該当なし)

表 1－8 二酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

項目	濃度区分 (ppm)	0	0.006	0.011	0.016	0.021	0.026	0.031	0.036	合計
		0.005	0.010	0.015	0.020	0.025	0.030	0.035	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		17 (100)	0	0	0	0	0	0	0	17
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		446 (38.0)	522 (82.5)	186 (98.3)	20 (100)	0	0	0	0	1,174

表 1－9 二酸化窒素濃度の 1 日平均値の年間 98% 値の濃度分布

項目	濃度区分 (ppm)	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	0.071	合計
		0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		13 (76.5)	4 (100)	0	0	0	0	0	0	17
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		278 (23.7)	514 (67.5)	299 (92.9)	79 (99.7)	4 (100)	0	0	0	1,174

② 二酸化窒素の経年変化

二酸化窒素年平均値の経年変化は、図 1－4 のとおり、西南部局他 6 局でやや減少傾向、その他は横ばい傾向であった。

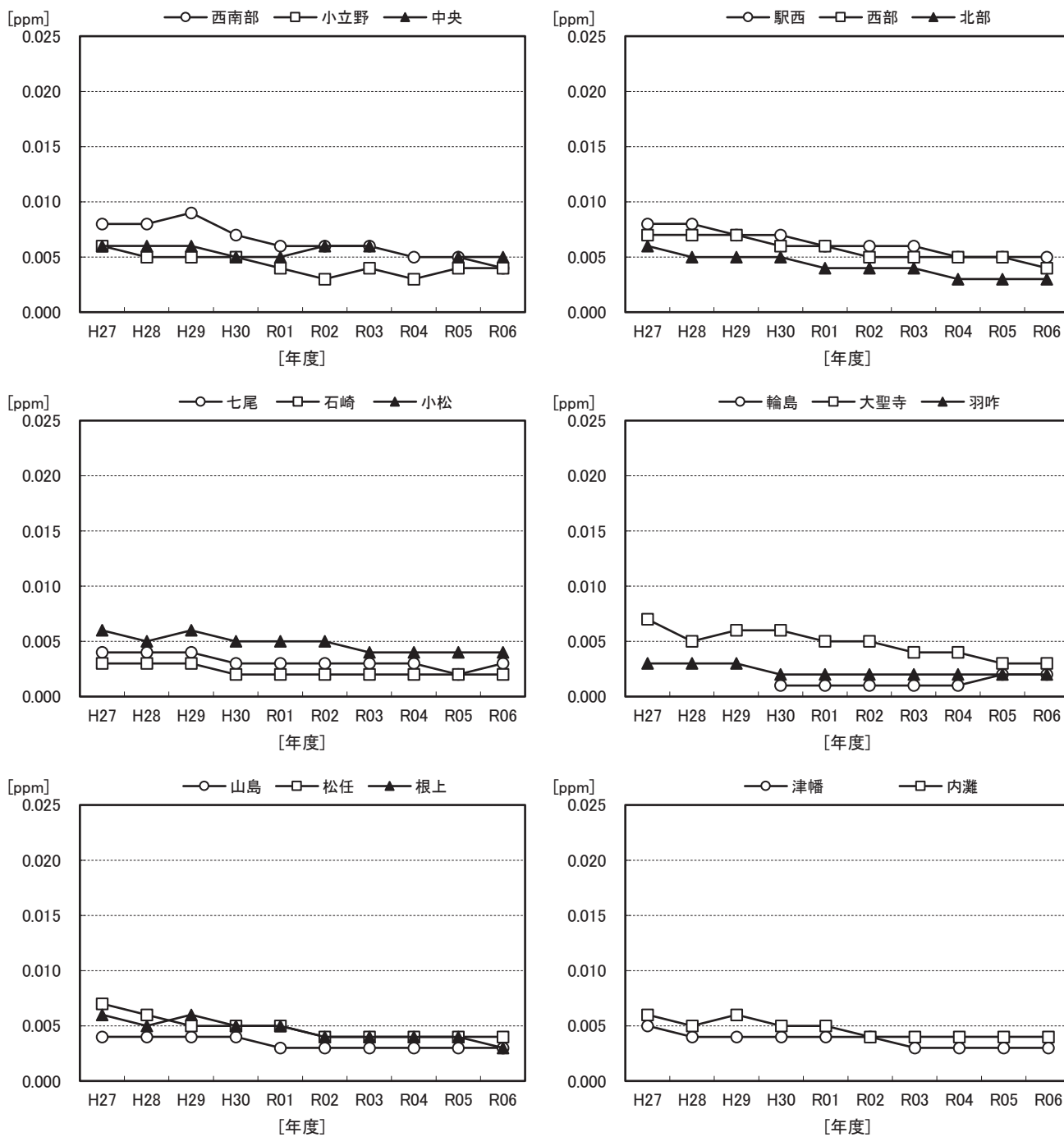


図 1－4 10 年間継続測定局における二酸化窒素年平均値の経年変化

③ 一酸化窒素の測定結果

一酸化窒素の測定結果は、表 1－10 のとおりであった。

本県の一酸化窒素濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比した表 1－11 のとおりである。

表 1－10 一酸化窒素濃度の測定結果

項 目	令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値	0.000 ppm ～ 0.001 ppm (駅西ほか 2 局) (西南部ほか 13 局)	0.000 ppm ～ 0.002 ppm (駅西ほか 5 局) (西南部、小立野)

表 1－11 一酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 (ppm)	0)	0.011)	0.021)	0.031)	0.041)	0.051)	0.061)	合 計
項目	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	17 (100)	0	0	0	0	0	0	17
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	1,171 (99.7)	3 (100)	0	0	0	0	0	1,174

なお、図 1－5 に示すとおり交通量が比較的多い沿道に位置している測定局（小立野、七尾及び根上）では、一酸化窒素の比率が高くなっており、燃焼過程から発生する窒素酸化物のほとんどが一酸化窒素である自動車排出ガスの影響を受けたものと考えられる。

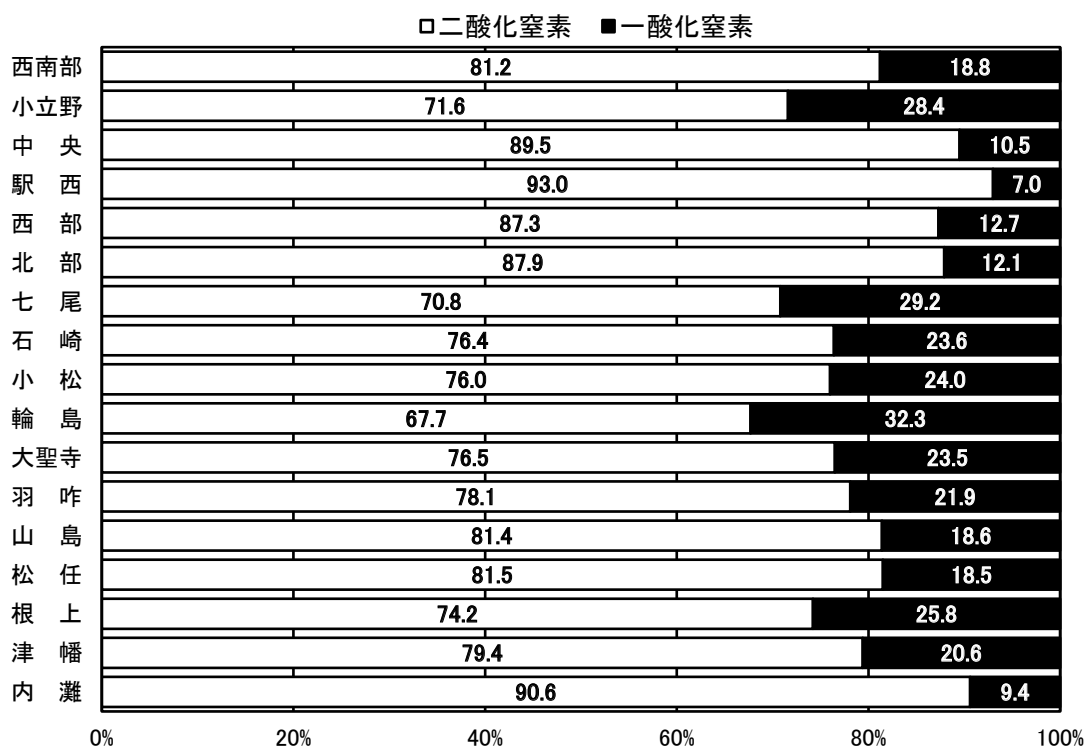


図 1－5 一般環境大気測定局における二酸化窒素と一酸化窒素の比率(令和 6 年度)

④ 一酸化窒素の経年変化

一酸化窒素年平均値の経年変化は、図 1－6 のとおり、すべての局で横ばい傾向であった。

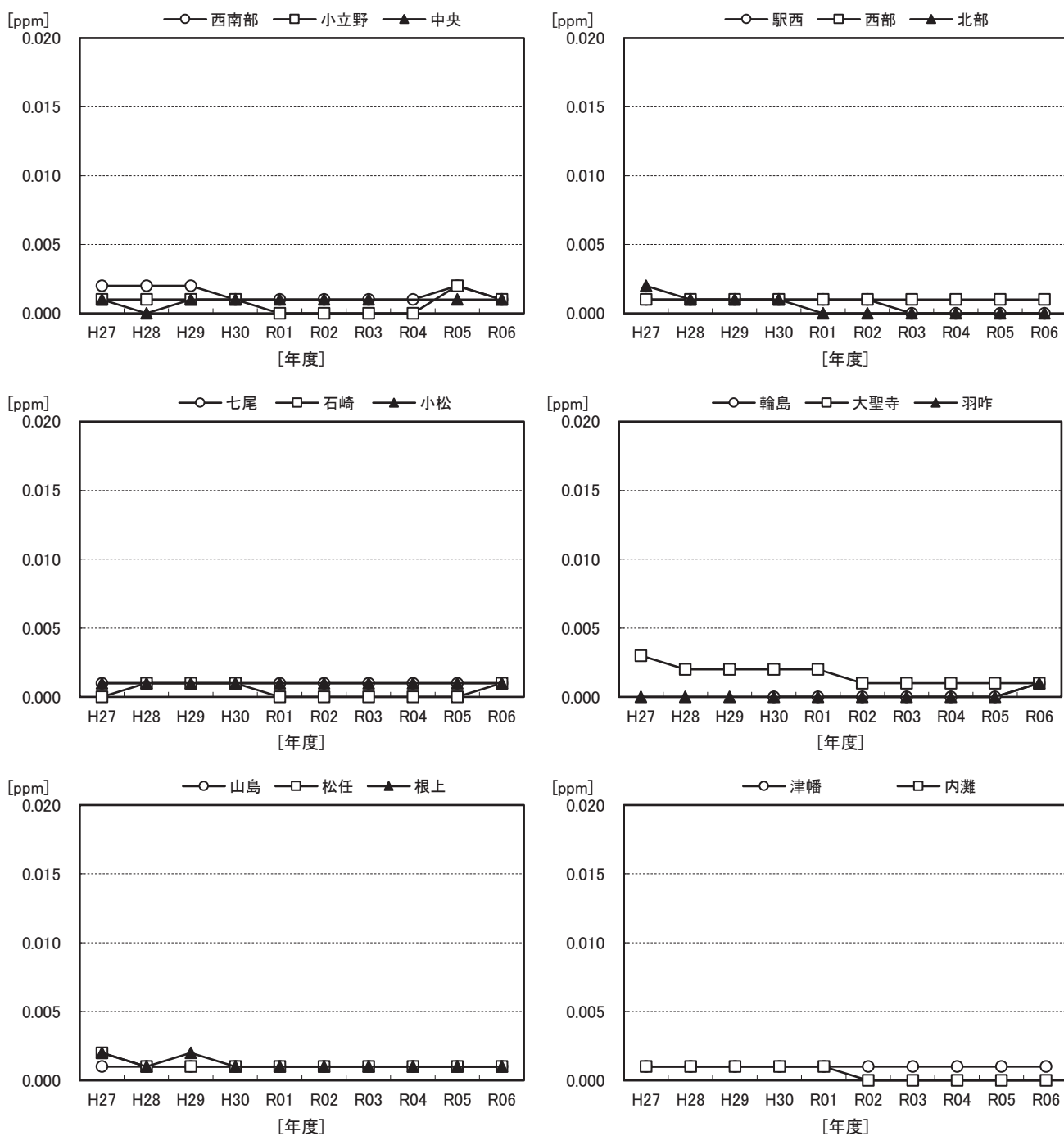


図 1－6 10 年間継続測定局における一酸化窒素年平均値の経年変化

(3) 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素は、その大部分が自動車排出ガスによるものである。

① 測定結果及び環境基準の達成状況

一酸化炭素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－12 のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、測定を開始した昭和 46 年度以降継続して達成しており、令和 6 年度も達成していた。短期的評価による環境基準についても、長期的評価と同様に昭和 46 年度の測定開始以降継続して達成していた。

本県の一酸化炭素濃度は、年平均値及び 1 日平均値の 2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－13 に示したとおり、全国的にみて中低位のレベルにあった。

表 1－12 一酸化炭素測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.2 ppm (松任局)	0.2 ppm (松任局)
長 期 的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値 (基準 10 ppm)	0.3 ppm (松任局) (環境基準を達成)	0.3 ppm (松任局) (環境基準を達成)
短 期 的 評 価	1 時間値の 8 時間平均値が環境基準 (20 ppm)を超えた局と回数	なし (環境基準を達成)	なし (環境基準を達成)
	1 時間値の 1 日平均値が環境基準 (10 ppm)を超えた局と日数	なし (環境基準を達成)	なし (環境基準を達成)

表 1－13 一酸化炭素濃度の年平均値及び 1 日平均値の 2%除外値の濃度分布

項目		濃度区分 (ppm)	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	合 計
		0.1	0.3	0.5	0.7	0.9	以上		
年 平 均 値	令和 6 年度 石川県の 測定局数(累積%)	0	1 (100)	0	0	0	0	0	1
	令和 4 年度 全国の 測定局数(累積%)	2 (3.6)	51 (100)	0	0	0	0	0	53
1 日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	令和 6 年度 石川県の 測定局数(累積%)	0	1 (100)	0	0	0	0	0	1
	令和 4 年度 全国の 測定局数(累積%)	1 (1.9)	9 (18.9)	39 (92.5)	3 (98.1)	1 (100)	0	53	

② 経年変化

測定局における一酸化炭素年平均値は、図 1－7 のとおり、横ばい傾向であった。

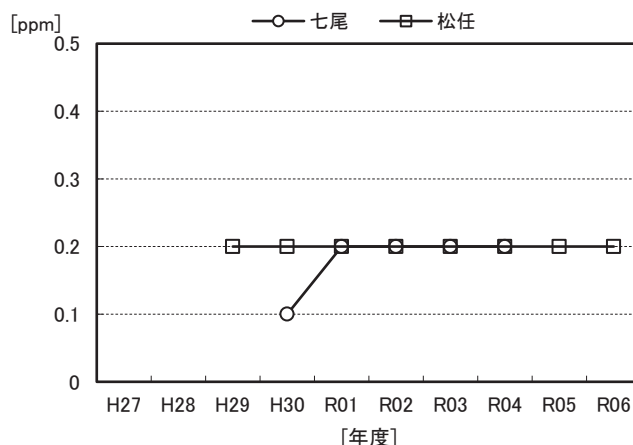


図 1－7 一酸化炭素年平均値の経年変化

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、一次汚染物質である自動車や工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線による光化学反応で二次的に生成されるオゾン等の酸化性の汚染物質のことである。

光化学オキシダント濃度が高くなると、目への刺激、のどの痛み、胸苦しさを典型的な症状とする健康被害を引き起こす可能性がある。また、近年は、光化学オキシダント濃度の上昇要因の一つとして、大陸からの越境大気汚染の影響が指摘されている。

① 測定結果及び環境基準の達成状況

光化学オキシダントの測定結果及び環境基準の達成状況については、表 1－14 のとおりであった。

環境基準の達成状況については、前年度に引き続き 17 測定局すべてで達成しなかった。これは全国的な傾向であり、令和 4 年度の全国結果では 1,143 局中 1 局のみ環境基準を達成した。

環境基準を超えた日数及び時間数は、それぞれ表 1－15、16 のとおりで、本県の環境基準を超えた日数及び時間数は、全国的にみて中低位のレベルにあった。

なお、昭和 46 年度の測定開始以来、本県で環境基準が達成されたのは、昭和 57 年度の西南部測定局及び津幡測定局の 2 局のみとなっている。

また、昼間（午前 5 時～午後 8 時）における光化学オキシダントの高濃度日（0.100 ppm 以上）の出現状況は、表 1－19 のとおりである。

表 1－14 光化学オキシダント濃度の測定結果

項 目	令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
昼間(午前 5 時～午後 8 時)の 1 時間値の最高値(基準 0.06 ppm)	0.082 ppm ～ 0.094 ppm (中央、根上) (北部) (17 局すべて環境基準を超過)	0.084 ppm ～ 0.100 ppm (七尾、羽咋) (松任) (17 局すべて環境基準を超過)
昼間(午前 5 時～午後 8 時)の 日最高 1 時間値の年平均値	0.046 ppm ～ 0.050 ppm (北部ほか 2 局) (西南部)	0.045 ppm ～ 0.050 ppm (小立野) (松任)
8 時間値の日最高値の年間 99% 値	0.071 ppm ～ 0.079 ppm (根上) (北部)	0.069 ppm ～ 0.079 ppm (根上) (松任)
8 時間値の日最高値の年間 99% 値 の 3 年平均値	0.071 ppm ～ 0.077 ppm (根上) (松任、鹿島) [令和 4～6 年度の 3 年平均値]	0.070 ppm ～ 0.076 ppm (大聖寺、根上) (松任) [令和 3～5 年度の 3 年平均値]

注) 8 時間値とは 1 時間値の 8 時間分の移動平均値のことである。

表 1－15 昼間（午前 5 時～午後 8 時）の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた日数の分布

項目	超過 日数	0	1	21	41	61	81	101	121	141	計
		0	20	40	60	80	100	120	140	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	2	14	1	0	0	0	0	17	
			(11.8)	(94.1)	(100)						
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	1	50	218	363	351	142	17	1	0	1,143	
		(0.1)	(4.5)	(23.5)	(55.3)	(86.0)	(98.4)	(99.9)	(100)		

表 1－16 昼間（午前 5 時～午後 8 時）の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の分布

項目 \ 超過 時間数	0	1 100	101 200	201 300	301 400	401 500	501 600	601 700	701 800	801 900	901 以上	計
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	0	0	6 (35.3)	10 (94.1)	1 (100)	0	0	0	0	0	17
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	1 (0.1)	54 (4.8)	220 (24.1)	377 (57.0)	332 (86.1)	127 (97.2)	29 (99.7)	2 (99.9)	1 (100)	0	0	1,143

② 経年変化

10 年間継続測定局における光化学オキシダントの昼間の日最高 1 時間値の年平均値は、図 1－8 のとおり、小立野局他 5 局が減少傾向、七尾局他 3 局がやや減少傾向、西南部局他 6 局は横ばい傾向であった。

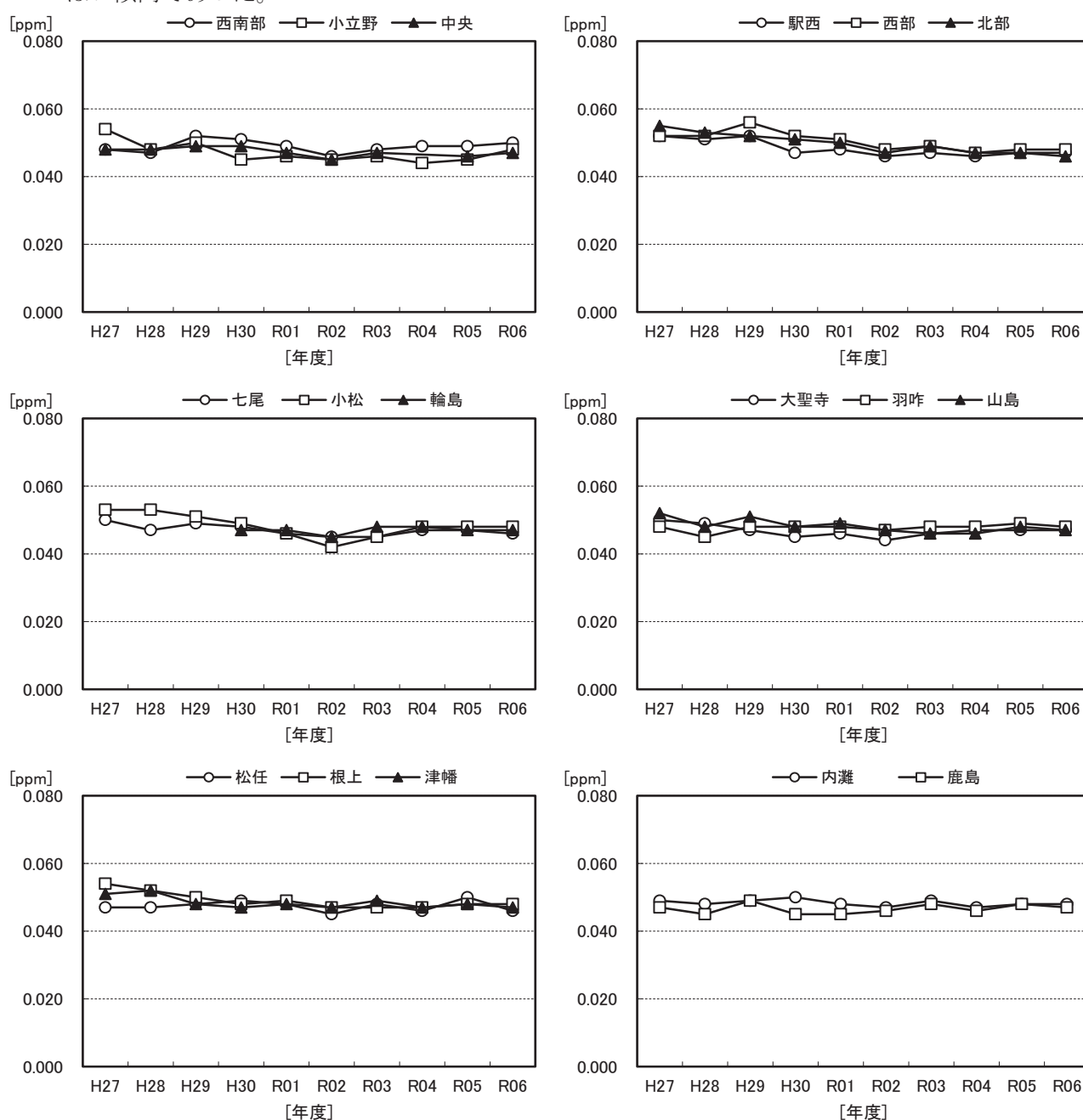


図 1－8 10 年間継続測定局における光化学オキシダントの昼間の日最高 1 時間値年平均値の経年変化

③ 光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値

環境省では、平成 26 年 9 月に、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標をとりまとめた。新たな指標及び計算手順は次のとおりである。

指 標：日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値

計算方法：①光化学オキシダント濃度の 1 時間値を基礎データとし、8 時間の移動平均値（8 時間値）を算出する。

②8 時間値から日最高値（日最高 8 時間値）を算出する。

③日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値を算出する。

④日最高 8 時間値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値を算出する。

近年、10 年間継続測定局における「8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値」は、図 1－9 のとおり、西南部局他 10 局が減少傾向、北部局他 4 局がやや減少傾向、松任局は横ばい傾向であった。

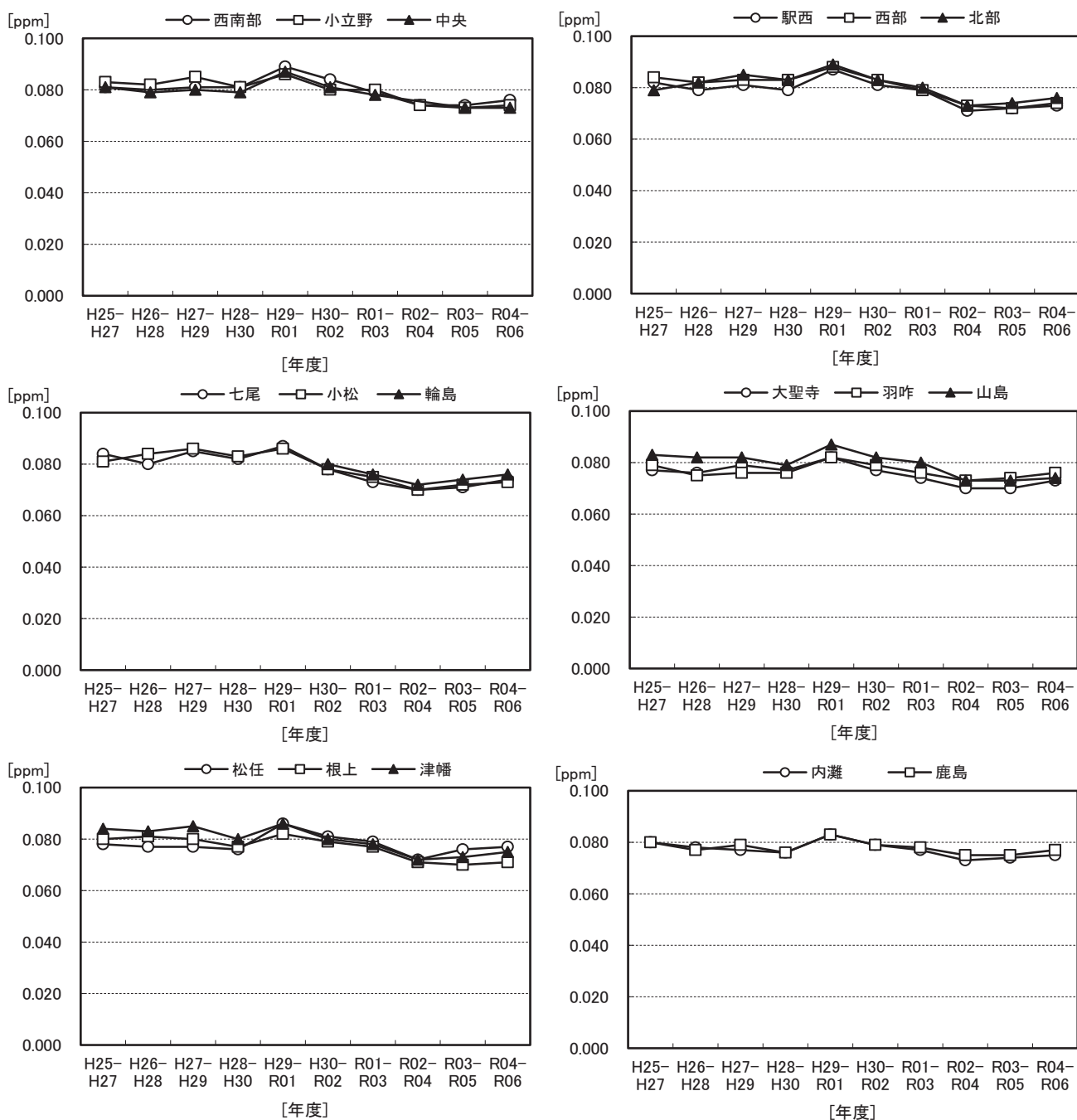


図 1－9 光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値

④ 緊急時の措置

本県では、大気汚染防止法第 23 条の緊急時の措置規定により、石川県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和 49 年 9 月 27 日 石川県告示第 622 号）を策定し、緊急時の発令基準（表 1－17）を定める等、緊急時の措置等必要な事項を規定し、これまでに計 4 回の光化学オキシダント注意報等を発令している（表 1－18）。

令和 6 年度は、光化学オキシダント注意報等を発令する状況には至らなかった（表 1－19）。

表 1－17 石川県大気汚染緊急時対策発令基準（光化学オキシダント）

区分	発 令 基 準	解 除 基 準
予 報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値が気象条件から見て、注意報の状態になるおそれがあると認められるとき。	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。
注意報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.12 ppm 以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	
警 報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.24 ppm 以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	
重大警報	一以上の測定局の光化学オキシダント測定値の 1 時間値が 0.40 ppm 以上になり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められるとき。	

表 1－18 光化学オキシダント注意報等の発令状況

発令年月日	発 令 内 容	被害等の状況
昭和 54 年 7 月 7 日	注意報(金沢地域)、予 報(小松地域)	被害届出なし
平成 14 年 5 月 22 日	予 報(七尾地域)	被害届出なし
平成 16 年 6 月 5 日	予 報(七尾地域)	被害届出なし
平成 19 年 5 月 9 日	予 報(中能登区域)	被害届出なし

表 1－19 昼間（午前 5 時～午後 8 時）の光化学オキシダント高濃度発生状況 (0.100 ppm 以上)

月	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	日	発生時刻	局数	最高値 (ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値 (ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値 (ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値 (ppm) (局名)	日	発生時刻	局数	最高値 (ppm) (局名)
4																				
5	14	12	1	0.106 (西部)																
6													17	18	1	0.100 (松任)				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
1																				
2																				
3																				
北陸3 県の 発令 状況	発令なし				発令なし				発令なし				発令なし				発令なし			

(5) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、化石燃料の燃焼などで生ずる浮遊粉じんのうち、粒径 10 μm 以下のもののことである。浮遊粒子状物質は、沈降速度が小さく、大気中に比較的長時間滞留し、人の気道又は肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。

① 測定結果及び環境基準の達成状況

浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－20 のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、18 測定局すべてで達成していた。平成 14 年度に黄砂の影響によりすべての測定局で達成しなかったものの、平成 15 年度以降はすべての測定局において継続して達成している。

短期的評価による環境基準については、石崎、羽咋を除く 16 測定局で達成していた。

本県の浮遊粒子状物質濃度は、年平均値及び 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比すると、表 1－21、22 に示したとおり、全国的にみて中低位のレベルにあった。

表 1－20 浮遊粒子状物質濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.007 mg/m^3 ～ 0.012 mg/m^3 (能登島、小松) (七尾ほか 2 局)	0.007 mg/m^3 ～ 0.013 mg/m^3 (能登島、小松) (大田)
長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値 (基準 0.10 mg/m^3)	0.022 mg/m^3 ～ 0.032 mg/m^3 (山島) (石崎) (18 局すべて達成)	0.021 mg/m^3 ～ 0.033 mg/m^3 (小松) (石崎) (18 局すべて達成)
短期的 評 価	1 時間値の環境基準(0.20 mg/m^3)を超えた局と時間数	石崎 1 時間 羽咋 1 時間 (18 局中 16 局で達成)	なし (18 局すべて達成)
	1 日平均値の環境基準 (0.10 mg/m^3)を超えた局と日数	なし (18 局すべて達成)	なし (18 局すべて達成)

表 1－21 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

項目	濃度区分 (mg/m^3)							合計
	0)	0.011)	0.021)	0.031)	0.041)	0.051)	0.061 以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	11 (61.1)	7 (100)	0	0	0	0	0	18
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	195 (15.9)	1023 (99.2)	9 (99.9)	0	1 (100)	0	0	1,228

表 1－22 浮遊粒子状物質濃度の 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布

項 目	濃度区分 (mg/m^3)								合計
	0)	0.021)	0.041)	0.061)	0.081)	0.101)	0.121)	0.141 以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	0	18 (100)	0	0	0	0	0	0	18
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	34 (2.8)	1,167 (97.8)	26 (99.9)	1 (100)	0	0	0	0	1,228

② 経年変化

10 年間継続測定局における浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、図 1－10 のとおり、西南部局他 13 局が減少傾向で、七尾局他 2 局はやや減少傾向、平成 30 年度から測定を行っている輪島局は横ばい傾向であった。

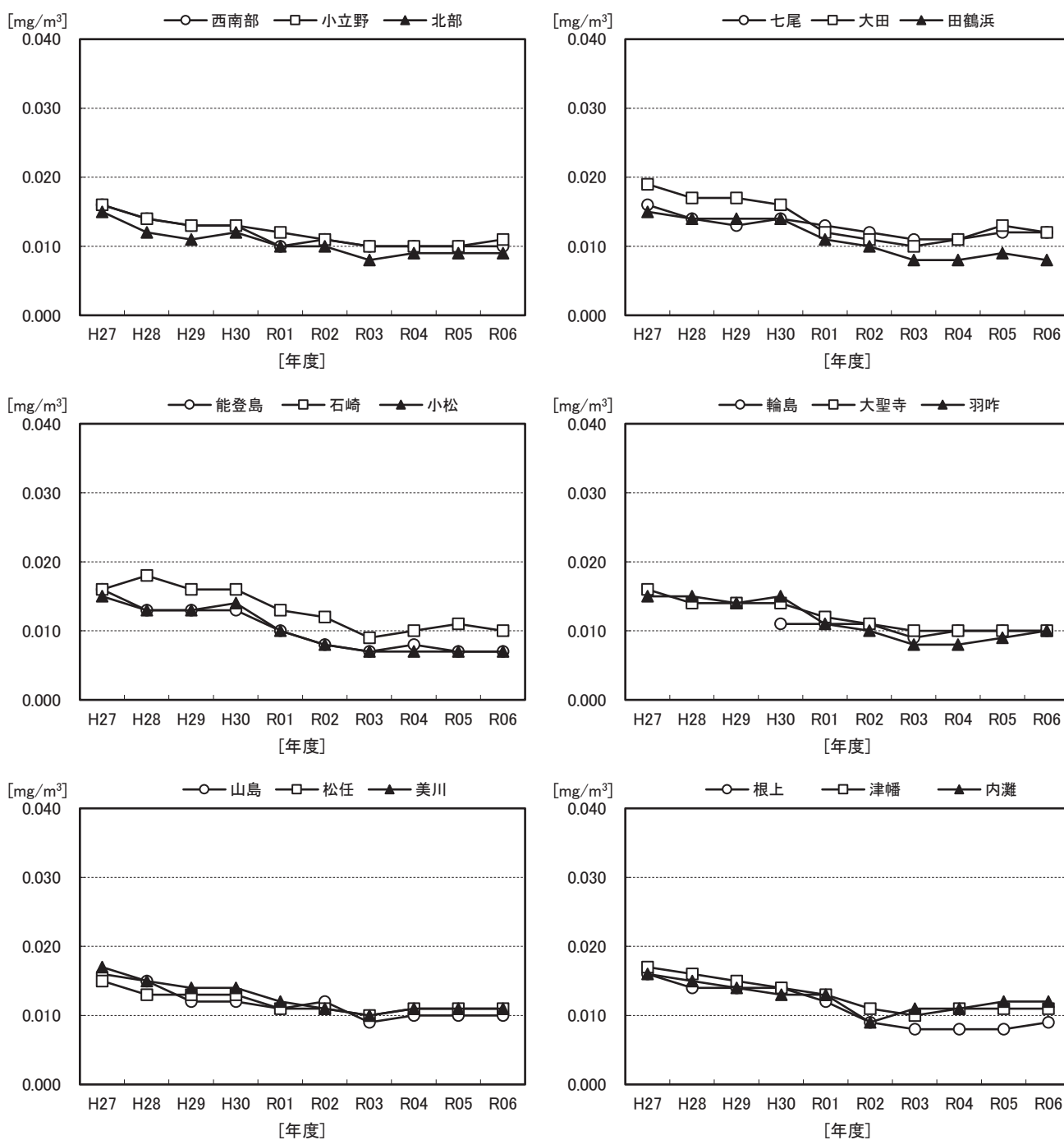


図 1－10 10 年間継続測定局における浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、「粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子」と定義されている。

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、呼吸器に吸入され、人の健康に影響を及ぼす粒径 $10\ \mu\text{m}$ 以下のものは「浮遊粒子状物質」として監視を行ってきたが（(5) 浮遊粒子状物質を参照）、これよりも微小な粒子状物質についても、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺ガンの疾患に関して一定の影響を与えるとされることから、平成21年9月9日に「微小粒子状物質」の環境基準が定められた。

① 測定結果及び環境基準の達成状況

微小粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表1-23のとおりであった。

環境基準の達成は、長期基準（1年平均値が $15\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）、短期基準（1日平均値の年間98%値が $35\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価することとされているが、表1-24に示すとおり14測定局すべてで長期基準及び短期基準に適合し、14測定局とも環境基準を達成していた。

本県の微小粒子状物質濃度は、年平均値及び1日平均値の年間98%値の濃度分布を全国の状況と対比して表1-25、26に示したとおり、全国的にみて中低位のレベルにあった。

表1-23 微小粒子状物質濃度の測定結果

項 目		令和6年度測定結果	令和5年度測定結果
長期基準に関する評価	年平均値 (基準 $15\ \mu\text{g}/\text{m}^3$)	$4.5\ \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 7.5\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ (珠洲) (羽咋) (14局すべて達成)	$4.3\ \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 7.1\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ (珠洲) (七尾、松任) (14局すべて達成)
短期基準に関する評価	1日平均値の年間98%値 (基準 $35\ \mu\text{g}/\text{m}^3$)	$14.5\ \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 20.0\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ (小立野) (大聖寺) (14局すべて達成)	$13.3\ \mu\text{g}/\text{m}^3 \sim 18.0\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ (小立野) (七尾) (14局すべて達成)
	環境基準の長期的評価による1日平均値が $35\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	なし	なし

表1-24 微小粒子状物質の環境基準の達成状況（令和6年度）

測定局	長期基準に関する評価		短期基準に関する評価		環境基準達成状況
	年平均値 ($15\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	評価	1日平均値 <年間98%値> ($35\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	評価	
西南部	6.2	○	15.4	○	○
小立野	5.1	○	14.5	○	○
中 央	5.6	○	15.3	○	○
西 部	6.3	○	16.8	○	○
北 部	6.5	○	16.7	○	○
七 尾	6.9	○	17.2	○	○
小 松	6.9	○	18.9	○	○
輪 島	6.1	○	17.0	○	○
珠 洲	4.5	○	16.7	○	○
大聖寺	7.4	○	20.0	○	○
羽 咋	7.5	○	18.9	○	○
松 任	7.2	○	17.8	○	○
津 幡	5.7	○	17.2	○	○
内 灘	5.8	○	17.9	○	○

表 1－2 5 微小粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0	5.1	10.1	15.1	20.1	25.1	30.1	合計
項目	$\backslash$ 5.0	$\backslash$ 10.0	$\backslash$ 15.0	$\backslash$ 20.0	$\backslash$ 25.0	$\backslash$ 30.0	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	1 (7.1)	13 (100)	0	0	0	0	0	14
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	5 (0.6)	672 (79.2)	178 (100)	0	0	0	0	855

表 1－2 6 微小粒子状物質濃度の 1 日平均値の年間 98%値の濃度分布

濃度区分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0	15.1	25.1	35.1	45.1	55.1	65.1	合計
項目	$\backslash$ 15.0	$\backslash$ 25.0	$\backslash$ 35.0	$\backslash$ 45.0	$\backslash$ 55.0	$\backslash$ 65.0	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	1 (7.1)	13 (100.0)	0	0	0	0	0	14
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	27 (3.2)	741 (89.8)	86 (99.9)	1 (100)	0	0	0	855

② 経年変化

微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、図 1－1 1 のとおりであった。小立野局他 2 局で減少傾向、西南部局他 10 局でやや減少傾向であった。

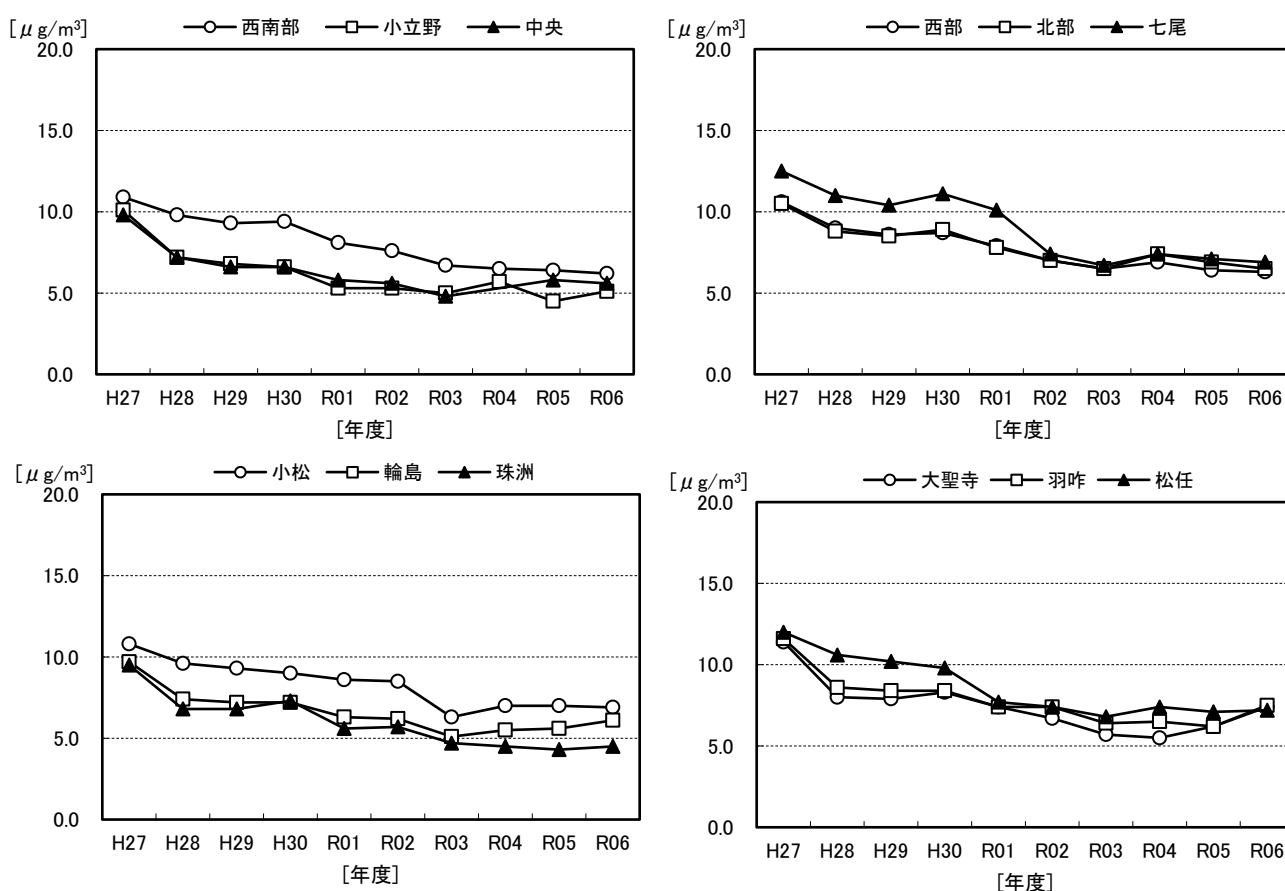


図 1－1 1 微小粒子状物質年平均値の経年変化 (1)

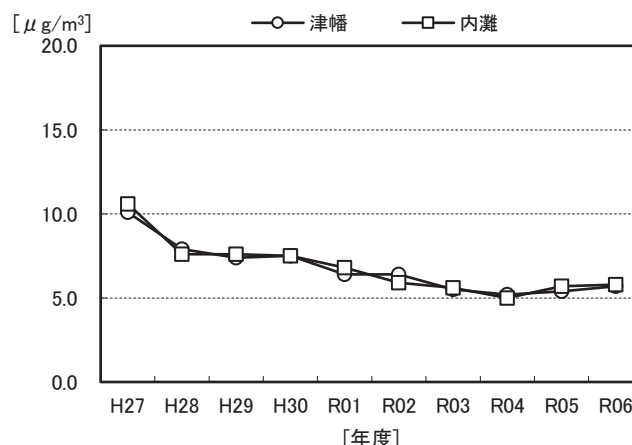


図 1-11 微小粒子状物質年平均値の経年変化 (2)

③ 注意喚起情報の発表

本県では、国の定める「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、「石川県 PM2.5 大気汚染対策要領」を制定して、平成 25 年 3 月 15 日から微小粒子状物質の濃度が 1 日平均値で $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測される日に、「PM2.5 に関する注意喚起情報」を発表することとしている。

① 各日の午前 5 時から 7 時までの県内の各測定局の 1 時間値について 2 番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、午前 8 時頃に発表

② 各測定局における午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値についての最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、午後 1 時頃に発表

運用開始からこれまでに県内で 1 回注意喚起情報を発表したが、令和 6 年度は注意喚起情報を発表する状況には至らなかった。（表 1-27）

なお、国から判断方法の改善等が示されたことに応じ、次により運用を変更してきた。

- 平成 25 年 3 月 15 日から「午前中の早めの時間帯での判断」として、各日の午前 5 時から 7 時までの県内の各測定局の 1 時間値の平均値の中央値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、当日の午前 8 時頃に発表

- 平成 25 年 12 月 9 日から「午後からの活動に備えた判断」として、各測定局における午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値の最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、午後 1 時頃に発表することを追加

- 平成 26 年 12 月 15 日から「午前中の早めの時間帯での判断」を 1 時間値の平均値の中央値から 2 番目に大きい値に変更

表 1-27 微小粒子状物質に関する注意喚起情報の発表状況

発表年月日	区 分	午前5～12時の平均値	当日の1日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた局
平成26年2月26日	午後からの活動に備えた判断	最高 $85.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (輪島局)	輪島 ($77.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 松任 ($76.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 野々市 ($73.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 七尾 ($73.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$)

(7) 炭化水素（非メタン炭化水素及びメタン）

炭化水素は、主として自然界に由来するメタンと人為的に排出される非メタン炭化水素に大別され、光化学オキシダントの原因物質のひとつとされている。

① 測定結果及び指針値の達成状況

炭化水素の測定結果と指針値の達成状況は、表 1－28 のとおりであった。

令和 6 年度は、松任局を除く 4 局で非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が指針値の上限値(0.31 ppmC)の超過がみられた。

しかしながら、本県の非メタン炭化水素濃度は、午前 6 時から 9 時における年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－29 に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表 1－28 炭化水素濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
非メタン炭化水素	年平均値	0.05 ppmC ～ 0.09 ppmC (七尾) (輪島)	0.05 ppmC ～ 0.11 ppmC (七尾) (輪島)
	午前 6 時から 9 時における年平均値	0.05 ppmC ～ 0.10 ppmC (七尾) (輪島)	0.06 ppmC ～ 0.11 ppmC (七尾、松任) (輪島)
	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が指針値の上限値(0.31 ppmC)を超えた日数と割合	小松 9 日 (2.5%) 七尾 1 日 (0.3%) 輪島 1 日 (0.3%) 内灘 1 日 (0.3%)	小松 9 日 (2.5%) 輪島 8 日 (2.7%) 七尾 2 日 (0.5%) 内灘 1 日 (0.3%)
メタン	年平均値	1.99 ppmC ～ 2.08 ppmC (七尾、輪島) (内灘)	1.99 ppmC ～ 2.04 ppmC (七尾、松任) (内灘)

表 1－29 非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値の濃度分布

項 目	濃度区分 (ppmC)	0	0.11	0.21	0.31	0.41	0.51	0.61	合計
		0.10	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		5 (100)	0	0	0	0	0	0	5
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		173 (49.7)	168 (98.0)	7 (100)	0	0	0	0	348

② 経年変化

測定局における非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値の経年変化は、図 1－12 のとおり、小松局と松任局で減少傾向、その他は横ばい傾向であった。

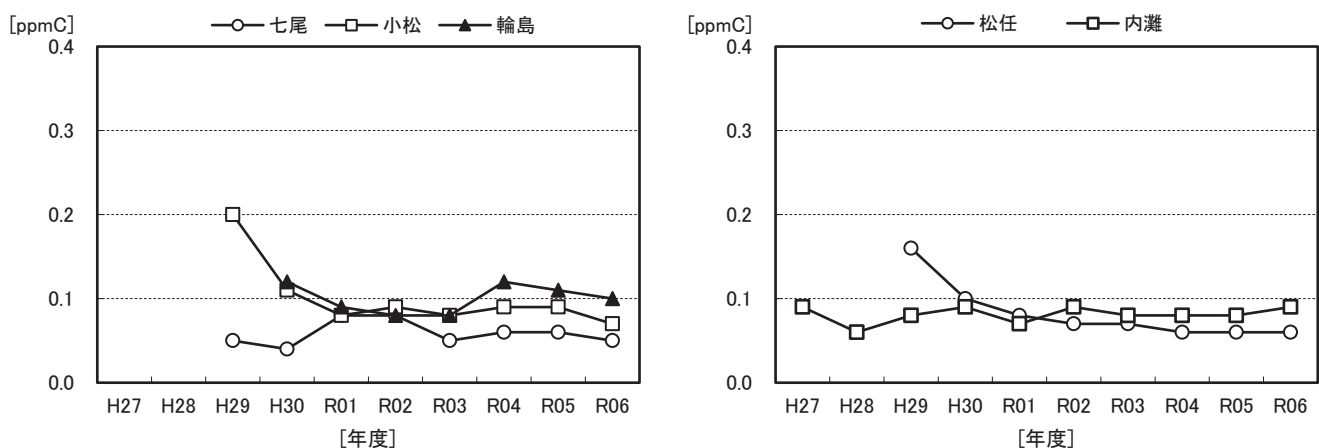


図 1－12 非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値の経年変化

5 自動車排出ガス測定局における常時監視結果

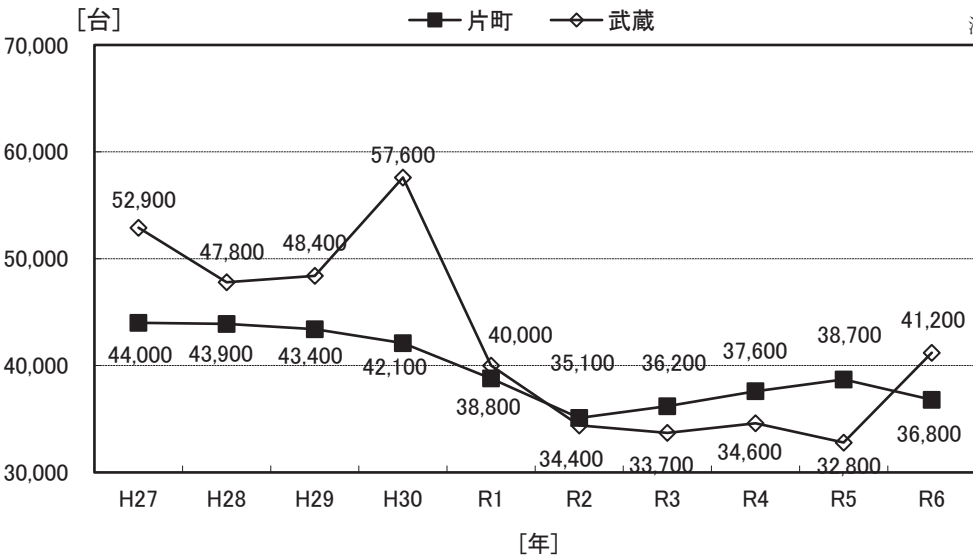
本県の自動車排出ガス測定局の測定状況は、表 1－30 のとおりであり、前年度との比較は、当該年度における有効測定局を対象とした。

なお、全国の状況は「令和 4 年度大気汚染状況報告書（環境省）」から引用した。

表 1－30 自動車排出ガス測定局における項目別測定状況（令和 6 年度）

項 目	窒素酸化物 〔 二酸化窒素 一酸化窒素 (NO _x) 〕	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	炭化水素 メタン・ 〔 非メタン炭化水素 (HC) 〕
測定市町数	2	2	2	2	1
測定局数	4	4	4	2	1
有効測定局数	4	4	4	2	1

自動車排出ガスによる大気汚染は、交通量の増減に大きく左右されるため、参考として金沢市内の主要な交差点の交通量の推移を図 1－13 に示す。



注) 1. この図は県警交通部がまとめた資料をグラフ化したものであり、台数は県警交通部設置の車両感知器により感知された車の 1 日あたりの平均台数である。

2. この図の値は、歴年値 (1 月～12 月) であり、大気汚染物質濃度の年度値 (4 月～翌年 3 月) とは 3 カ月のずれがある。

図 1－13 金沢市内主要交差点の全方向流入交通量推移

(1) 窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）

① 二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況

二酸化窒素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－3 1 のとおりであった。

長期的評価による環境基準(上限値 0.06 ppm)については、4 測定局すべてで達成していた。

なお、測定しているすべての局で、1 日平均値が環境基準の上限値(0.06 ppm)を超過した日及び 1 日平均値が環境基準のゾーン(0.04～0.06 ppm)の値を観測した日は見られなかった。

本県の二酸化窒素濃度は、年平均値及び 1 日平均値の年間 98%値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－3 2、3 3に示したとおり、全国的にみて中低位のレベルにあった。

表 1－3 1 二酸化窒素濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.003 ppm ～ 0.012 ppm (山科) (武蔵)	0.003 ppm ～ 0.014 ppm (山科) (武蔵)
長 期 的 評 価	1 日平均値の年間 98%値 (基準 0.06 ppm)	0.006 ppm ～ 0.021 ppm (山科) (武蔵、野々市) (4 局すべて達成)	0.006 ppm ～ 0.021 ppm (山科) (武蔵、野々市) (4 局すべて達成)
1 日平均値が環境基準の上限値 (0.06 ppm)を超えた値を観測した局 及び日数		なし (4 局すべて該当なし)	なし (4 局すべて該当なし)
1 日平均値が環境基準のゾーン(0.04～ 0.06 ppm)の値を観測した局及び日数		なし (4 局すべて該当なし)	なし (4 局すべて該当なし)

表 1－3 2 二酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 (ppm)	0	0.006	0.011	0.016	0.021	0.026	0.031	0.036	0.041	0.046	合計
	0.005	0.010	0.015	0.020	0.025	0.030	0.035	0.040	0.045	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	1 (25.0)	1 (50.0)	2 (100)	0	0	0	0	0	0	0	4
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	11 (3.1)	101 (31.2)	153 (73.8)	83 (96.9)	8 (99.2)	3 (100)	0	0	0	0	359

表 1－3 3 二酸化窒素濃度の 1 日平均値の年間 98%値の濃度分布

濃度区分 (ppm)	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	0.071	0.081	0.091	合計
	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.090	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	1 (25.0)	1 (50.0)	2 (100)	0	0	0	0	0	0	0	4
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	5 (1.4)	79 (23.4)	159 (67.7)	106 (97.2)	10 (100)	0	0	0	0	0	359

② 二酸化窒素の経年変化

二酸化窒素年平均値の経年変化は、図 1－14 のとおり、武蔵局、片町局、野々市局は減少傾向、山科局はやや減少傾向であった。

表 1－34 に過去 10 年間の二酸化窒素の長期的評価による環境基準(上限値 0.06 ppm)に対する適合状況を示す。長期的評価による環境基準については、平成 17 年度以降すべての測定局において継続して達成している。

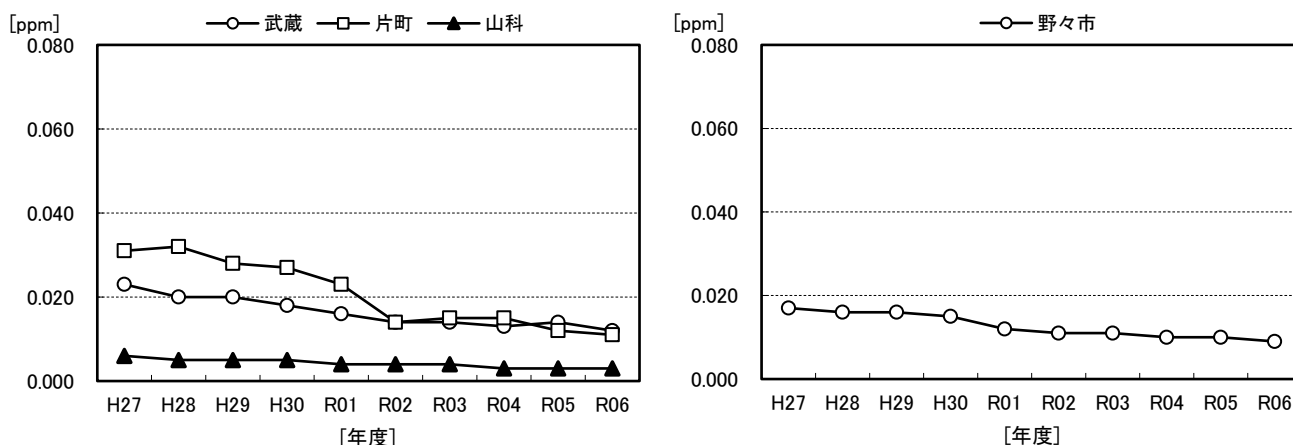


図 1－14 二酸化窒素年平均値の経年変化

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
適合局数	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)
適合率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
環境基準 超過局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 1－34 二酸化窒素の長期的評価による環境基準適合状況

注) () 内の数値は、環境基準のゾーン(0.04～0.06 ppm)内の測定局数を示す。

③ 一酸化窒素の測定結果

一酸化窒素の測定結果は、表 1－35 のとおりであった。

本県の一酸化窒素濃度は、年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－36 に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表 1－35 一酸化窒素濃度の測定結果

項 目	令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値	0.001 ppm ～ 0.007 ppm (山科) (武蔵、片町)	0.001 ppm～0.007 ppm (山科) (武蔵ほか 2 局)

表 1－36 一酸化窒素濃度の年平均値の濃度分布

濃度区分 (ppm)	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	0.071	0.081	0.091	
項目	0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	0.070	0.080	0.090	以上	合計
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)	4 (100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)	302 (84.1)	51 (98.3)	6 (100)	0	0	0	0	0	0	0	359

④ 一酸化窒素の経年変化

一酸化窒素年平均値の経年変化は、図 1－15 のとおり、武蔵局、片町局、野々市局は減少傾向、山科局は横ばい傾向であった。

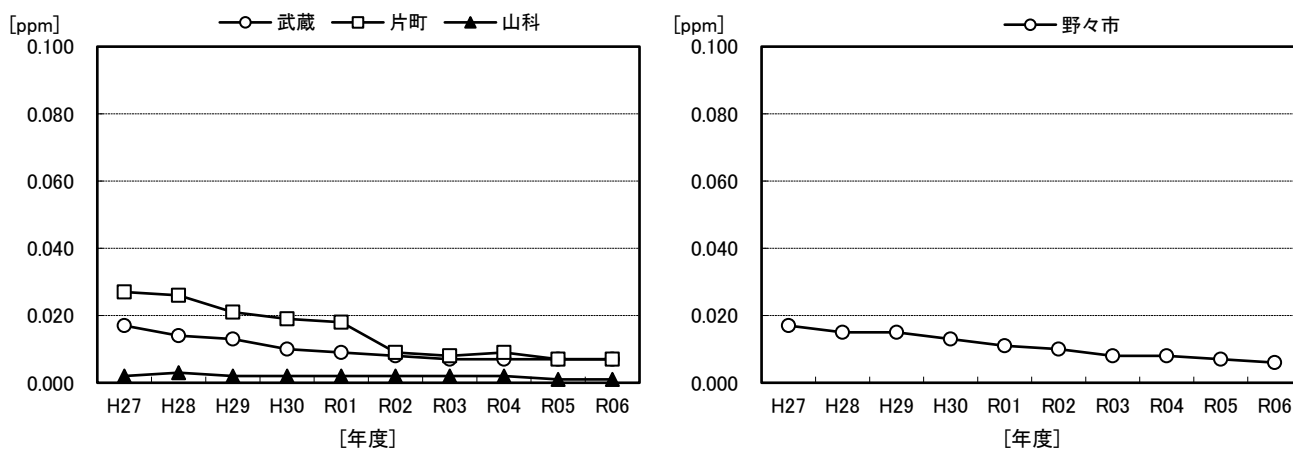


図 1－15 一酸化窒素年平均値の経年変化

(2) 一酸化炭素

① 測定結果及び環境基準の達成状況

一酸化炭素の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－37 のとおりであった。

長期的評価による環境基準については、4 測定局すべてで達成していた。昭和 52 年度からすべての測定局において継続して達成している。

短期的評価による環境基準についても、4 測定局すべてで達成していた。昭和 63 年度に片町測定局で 1 日平均値の環境基準（10 ppm）を超え環境基準を達成しなかったが、平成元年度以降はすべての測定局において継続して達成している。

本県の一酸化炭素濃度は、年平均値及び 1 日平均値の 2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－38 に示したとおり、全国的に見て片町局は高位のレベルにあるが、それ以外の 3 局は中低位のレベルにあった。

表 1－37 一酸化炭素濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.1 ppm ～ 0.4 ppm (山科) (片町)	0.2 ppm ～ 0.5 ppm (山科) (片町)
長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値 (基準 10 ppm)	0.2 ppm ～ 0.9 ppm (山科) (片町) (4 局すべて達成)	0.2 ppm ～ 1.0 ppm (山科) (片町) (4 局すべて達成)
短期的 評 価	1 時間値の 8 時間平均値が環境基準 (20 ppm)を超えた局と回数	なし (4 局すべて達成)	なし (4 局すべて達成)
	1 日平均値の環境基準(10 ppm)を 超えた局と日数	なし (4 局すべて達成)	なし (4 局すべて達成)

表 1－38 一酸化炭素濃度の年平均値及び 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布

濃度区分 (ppm)		0	0.4	0.8	1.2	1.6	2.0	合 計
項目		0.3	0.7	1.1	1.5	1.9	以上	
年 平 均 値	令和 6 年度石川県の 測定局数 (累積%)	3 (75.0)	1 (100)	0	0	0	0	4
	令和 4 年度全国の 測定局数 (累積%)	192 (90.1)	21 (100)	0	0	0	0	213
1 日平均値の 2 % 除 外 値	令和 6 年度石川県の 測定局数 (累積%)	1 (25.0)	2 (75.0)	1 (100)	0	0	0	4
	令和 4 年度全国の 測定局数 (累積%)	27 (12.7)	181 (97.7)	4 (99.5)	1 (100)	0	0	213

② 経年変化

経年変化で見ると片町局がやや減少傾向、その他は横ばい傾向であった。

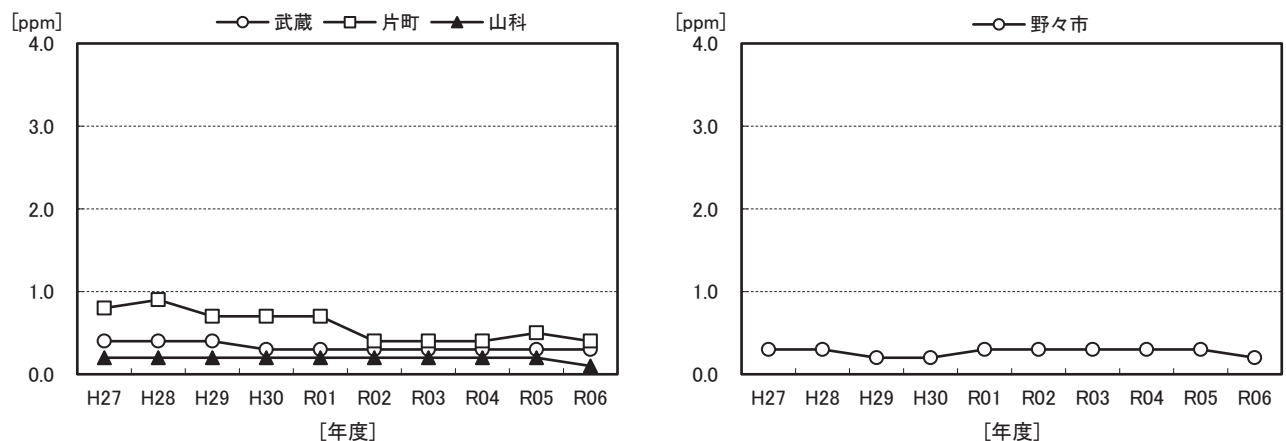


図 1－16 一酸化炭素年平均値の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質

① 測定結果及び環境基準の達成状況

浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－39 のとおりであった。

短期的評価、長期的評価による環境基準については、4 測定局すべてで達成していた。長期的評価については、平成 14 年度に、黄砂の影響により、駅前局（平成 20 年度廃止）で達成しなかったものの、平成 15 年度以降はすべての測定局において継続して達成している。

本県の浮遊粒子状物質濃度は、年平均値及び 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－40、41 に示したとおり、全国的にみて中低位のレベルにあった。

表 1－39 浮遊粒子状物質濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
年 平 均 値		0.010 mg/m ³ ～ 0.014 mg/m ³ (武蔵、山科) (片町)	0.010 mg/m ³ ～0.014 mg/m ³ (武蔵、山科) (片町)
長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値 (基準 0.10 mg/m ³)	0.021 mg/m ³ ～ 0.031 mg/m ³ (武蔵) (片町) (4 局すべて達成)	0.023 mg/m ³ ～0.032 mg/m ³ (武蔵、山科) (片町) (4 局すべて達成)
短期的 評 価	1 時間値の環境基準 (0.20 mg/m ³) を超えた時間数	なし (4 局すべて達成)	なし (4 局すべて達成)
	1 日平均値の環境基準 (0.10 mg/m ³) を超えた日数	なし (4 局すべて達成)	なし (4 局すべて達成)

表 1－40 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

項目	濃度区分 (mg/m ³)	0	0.011	0.021	0.031	0.041	0.051	0.061	合計
		0.010	0.020	0.030	0.040	0.050	0.060	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		2 (50.0)	2 (100)	0	0	0	0	0	4
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		36 (10.3)	313 (100)	0	0	0	0	0	349

表 1－41 浮遊粒子状物質濃度の 1 日平均値の年間 2%除外値の濃度分布

項 目	濃度区分 (mg/m ³)	0	0.021	0.041	0.061	0.081	0.101	0.121	0.141	合計
		0.020	0.040	0.060	0.080	0.100	0.120	0.140	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		0	4 (100)	0	0	0	0	0	0	4
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		6 (1.7)	337 (98.3)	6 (100)	0	0	0	0	0	349

② 経年変化

浮遊粒子状物質年平均値の経年変化は、図 1－17 のとおり、武蔵局、片町局及び野々市局で減少傾向、山科局で横ばい傾向であった。

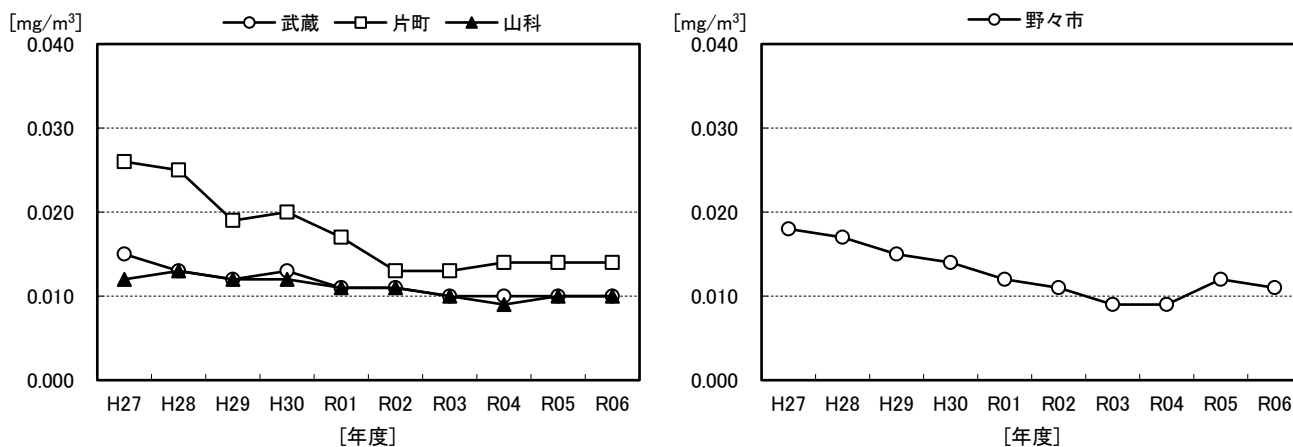


図 1－17 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の測定結果及び環境基準の達成状況は、表 1－4 2 のとおりであった。

環境基準の達成は、長期基準と短期基準の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価することとされているが、表 1－4 3 に示すとおり 2 測定局とも環境基準を達成していた。

本県の微小粒子状物質濃度は、年平均値及び 1 日平均値の年間 98% 値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－4 4、4 5 に示したとおり、全国的にみて中位のレベルにあった。

表 1－4 2 微小粒子状物質濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度調査結果	令和 5 年度調査結果
長期基準に関する評価	年 平 均 値 (基準 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	5.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、7.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (山科) (野々市) (2 局すべて達成)	5.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、7.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (山科) (野々市) (2 局すべて達成)
	1 日平均値の年間 98% 値 (基準 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	15.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、17.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (山科) (野々市) (2 局すべて達成)	14.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、16.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (山科) (野々市) (2 局すべて達成)
短期基準に関する評価	環境基準の長期的評価による 1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	なし	なし

表 1－4 3 微小粒子状物質の環境基準の達成状況（令和 6 年度）

測定局	長期基準に関する評価		短期基準に関する評価		環境基準達成状況
	年平均値 (15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	評価	1 日平均値 <年間 98% 値> (35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	評価	
山 科	5.7	○	15.6	○	○
野々市	7.1	○	17.5	○	○

表 1－4 4 微小粒子状物質濃度の年平均値の濃度分布

項目	濃度区分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0	5.1	10.1	15.1	20.1	25.1	30.1	合計
		0	5.1	10.1	15.1	20.1	25.1	30.1	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		0	2 (100)	0	0	0	0	0	2
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		1 (0.4)	174 (74.2)	61 (100)	0	0	0	0	236

表 1－4 5 微小粒子状物質濃度の 1 日平均値の年間 98% 値の濃度分布

項目	濃度区分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0	15.1	25.1	35.1	45.1	55.1	65.1	合計
		0	15.1	25.1	35.1	45.1	55.1	65.1	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		0	2 (100)	0	0	0	0	0	2
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		6 (2.5)	215 (91.1)	15 (100)	0	0	0	0	236

(5) 炭化水素（非メタン炭化水素及びメタン）

① 測定結果及び指針値の達成状況

炭化水素の測定結果と指針値の達成状況は、表 1－46 のとおりであった。

指針値を超えた日はみられなかった。

武蔵局の非メタン炭化水素濃度は、午前 6 時から 9 時における年平均値の濃度分布を全国の状況と対比して表 1－47 に示したとおり、全国的にみて低位のレベルにあった。

表 1－46 武蔵局における炭化水素濃度の測定結果

項 目		令和 6 年度測定結果	令和 5 年度測定結果
非 メ タ ン 炭 化 水 素	年平均値	0.11 ppmC	0.10 ppmC
	午前 6 時から 9 時における 年平均値	0.08 ppmC	0.10 ppmC
	午前 6 時から 9 時までの 3 時間 平均値が指針値の上限値(0.31 ppmC)を超えた日数と割合	なし	2 日 (0.5%)
メ タ ン	年平均値	2.02 ppmC	2.01 ppmC

表 1－47 非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値の濃度分布

項 目	濃度区分 (ppmC)	0 }	0.11 }	0.21 }	0.31 }	0.41 }	0.51 }	0.061 }	合計
		0.10	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	以上	
令和 6 年度 石川県の測定局数 (累積%)		1 (100)	0	0	0	0	0	0	1
令和 4 年度 全国の測定局数 (累積%)		52 (38.8)	75 (94.8)	7 (100)	0	0	0	0	134

② 経年変化

武蔵局の非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値の経年変化は、図 1－18 のとおり、横ばい傾向であった。

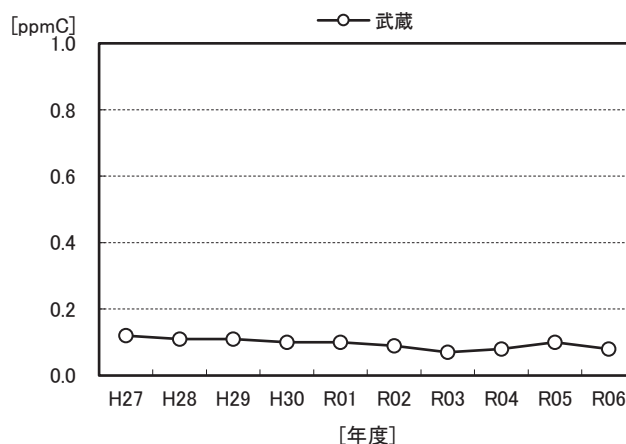


図 1－18 非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値の経年変化

